

情報公開規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人フードバンク八王子(以下「この法人」という。)が、その活動状況、運営内容及び財務状況等を積極的に公開するために必要な事項を定めることにより、この法人の公正で開かれた活動を推進することを目的とする。

(法人の責務)

第2条 この法人は、この規程の解釈及び運用に当たっては、原則として、一般に情報公開することの趣旨を尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

(利用者の責務)

第3条 情報公開の対象書類を閲覧した者は、これによって得た情報を、この規程の目的に即して適正に使用するとともに、個人に関する権利を侵害することのないよう努めなければならない。

(情報公開の方法)

第4条 この法人は、情報公開の際、インターネット上で行うものとする。

(公開)

第5条 この法人は、倫理規定に基づき、必要な情報について公開を行うものとする。

2 前項の公開については、倫理規定第8条の方法によるものとする。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、情報公開に関し必要な事項は理事長が理事会の決議を経てこれを定める。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規程は、2021年4月1日より施行する。